

その出品、法律違反ではありませんか？

～フリマサイト等に酒類を出品される方へ～

- 酒類を継続して販売する行為は、それが営利を目的としているかどうか、販売先が特定か不特定かにかかわらず、「酒類の販売業」に該当し、「酒類の販売業免許」を受ける必要があります。
- 国税庁は、フリマサイトやインターネットオークション等における酒類の無免許販売を抑止するため、フリマサイト等を運営する事業者と連携しており、必要に応じて、個別に注意喚起を行うことを依頼する等の対応を行っております。
- 酒類をフリマサイト等で出品される際には、以下のQ & Aもご参照下さい。

☞ 「フリマサイトやインターネットオークション等に酒類を出品したいと思いますが、この場合に酒類販売業免許は必要ですか。」



新品 未開封 200,000円(送料込み) 出品者ID sakesake
新品 未開封 200,000円(送料込み) 出品者ID sakesake
新品 未開封 200,000円(送料込み) 出品者ID sakesake